

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項及び第 702 条の 4 の規定による。

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 1 ～18 ……略…… 19 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の税率は、</u> 第3条第1項の規定にかかわらず、100分の0.24とする。 20 ……略……	附 則 1 ～18 ……略…… 19 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率は、</u> 第3条第1項の規定にかかわらず、100分の0.24とする。 20 ……略……

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。